

栃木市移住支援補助金 該当要件確認フローチャート

START !

- ①栃木市に転入後、1年以内である
②申請日から5年以上栃木市に居住する意思がある

いいえ

対象外

はい

- ③栃木市に住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上
「東京23区内に在住していた」 または
「東京、埼玉、千葉、神奈川(※)に在住し東京23区内に通勤」
していた

いいえ

対象外

(※) 条件不利地域あり。下記を参照

はい

- ③栃木市に住民票を移す直前に連続して1年以上
「東京23区内に在住していた」 または
「東京、埼玉、千葉、神奈川(※)に在住し東京23区内に通勤」
していた

いいえ

対象外

(※) 条件不利地域あり。下記を参照

はい

- ④-(1)栃木県企業情報掲載サイト「WORKWORKとちぎ」に掲載された対象求人に応募し、
週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している

いいえ

はい

- ④-(2)「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」を利用し、
就業している

いいえ

はい

- ④-(3)本人の意志により栃木市に移住し、栃木市を生活の拠点として、移住元
(転入前)の仕事を週20時間以上テレワークにより引き続き行っている

いいえ

はい

- ④-(4)「栃木県地域課題解決型創業支援補助金」の交付決定を受けて
起業し、1年以内である

はい

いいえ

対象外

移住支援補助金の対象である可能性があります

※移住支援補助金申請前に、担当者から個別にヒアリングを行います。メールや電話等でお問合せください。
※このフローチャートは申請の目安であり、必ず申請が通ることを保証するものではありません。

※東京圏のうち条件不利地域…【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町【千葉県】館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、旭市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町【神奈川県】山北町、真鶴町、清川村

問い合わせ先 : 栃木市役所 商工振興課 中小企業支援係
電話:0282-21-2372 MAIL:syoukou01@city.tochigi.lg.jp